「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領」 既設労働者宿舎の取扱い

これから建設する宿舎

既設労働者宿舎

1 協議事項

- ① 対象工事として選定するか協議
- ② 宿泊施設を確保できない理由、室数等の 規模、設備等
- ③ 労働者宿舎仕様基準に適合しているか
- ① 対象工事として選定するか協議
- ② 宿泊施設を確保できない理由、室数等の 規模、設備等
- ③ 労働者宿舎仕様基準に適合しているか

対象外が整わない場合

2 計上できる内容

- ① 宿舎(標準仕様部分)
- ② 付帯設備(各室、共用)
- ③ 宿舎の撤去費用
- ④ 宿舎に関わる設備撤去費用(給排水 関係等)
- ⑤ 厨房室
- 6 外講等
- ⑦ 給排水関係
- ※ ⑤~⑦の計上方法等は試行要領による

- ① 宿舎:構造躯体部に係るリース費用 (協議により対象工事とした時点以降)
- ② 宿舎の撤去費用
- ③ 宿舎に関わる設備撤去費用(給排水 関係等)

3 手順

- ①『1 協議事項』を協議
- ② 試行要領対象工事として選定
- ③ 建設着手
- ④ 宿舎完成·立会確認
- ⑤ 利用開始
- ⑥ 契約変更(特記仕様書記載)
- ⑦ 工事完了2か月前協議 (撤去か引継ぎ利用)
- ⑧ 撤去

①『1 協議事項』を協議

② 仕様基準適合状況の立会確認

③ 試行要領対象工事として選定

④ 利用開始

⑤ 契約変更(特記仕様書記載)

⑥ 工事完了2か月前協議 (撤去か引継ぎ利用)

⑦ 撤去

引注

継世

利事

用

引継 利用

今回通知における運用